

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、総合基礎建設業として、日本市場とアセアン市場において、安全で安心な基礎建設事業を提供することを目指しております。当社は、この経営戦略の推進と内部統制システムの確立により、効率的な経営を行うとともに、経営の透明性と健全性を確保することが当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るうえで最も重要であると認識しております。これを実現するために、当社はコーポレートガバナンス・コードを踏まえ、必要な施策を実施し、適宜開示し、また検証することにより企業価値の一層の向上を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

当社は、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）については、今後、株主の皆様の利便性や費用対効果等を総合的に勘案し、導入を検討してまいります。なお、株主総会の招集通知の英訳を作成し、ホームページに掲載しております。

【補充原則4-2-1】

当社は、職務・経歴及び業績に応じた報酬制度を定め、また業務執行取締役に対しては、業績に応じた賞与を支払っており、自社株報酬の導入は現在のところ検討しておりません。

【補充原則4-10-1】

当社は監査役会設置会社であり、独立社外取締役を2名選任しております。社外取締役は経営陣幹部・取締役の指名報酬等特に重要な事項に関する検討に当たっては、経営から独立した立場で必要に応じて代表取締役等と率直で建設的な意見交換を行い、適切な関与、助言を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】 政策保有株式

当社グループは、当社の子会社である事業会社にて、いわゆる政策保有株式として上場株式を保有していますが、これは取引関係の維持・発展を通じて当社グループの企業価値向上を目的としております。この目的を達成することが出来る上場株式を選定して取得しており、かつ、中長期的に保有することを基本方針としております。また、業務提携関係の解消等により双方において保有することに伴うメリットが認められなくなる場合や、保有の継続が当社グループの企業価値向上に寄与しないと判断したときは、その保有を解消する方針で臨んでおります。また保有株式の議決権行使については、議案が発行会社並びに当社グループにとって企業価値向上に資するか否かを総合的に判断して適切に行使しております。年一回、保有株式の個社別に年間評価損益、保有先との取引状況等を検証し、取締役会にて報告を行っています。

【原則1-7】 関連当事者間の取引

当社における関連当事者間取引は、会計基準のルールに基づいて、株主総会招集通知にて開示しております。また利益相反取引に該当する関連当事者間取引については、取締役会規則取締役会付議事項に定め、取締役会にてその対応について事前に審議し、決議しております。

【原則2-6】 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社グループの企業年金は、確定拠出型を採用しております。確定拠出型の企業年金を採用している弊社グループといたしましても、従業員の健全な資産形成促進を図るべく、従業員への投資教育に取り組んで参ります。

【原則3-1】 情報開示の充実

(i) 企業理念、経営戦略、経営計画

当社は、「1. 世界に通じる基礎を造る 2. 進歩の原点は現場にあり 3. 仕事を天職として社会に尽くす」を企業理念とし、総合基礎建設業として社会に貢献して参ります。この企業理念の下、当社は基礎建設の事業を日本国内市場からアセアン市場に拡大する為、持株会社体制を採用し、アセアン各国の基礎資材の製造及び建設を事業とする企業と連携し、アセアン市場と日本市場を一体化して基礎建設事業の推進を図ってまいります。当社はこの方針に基づき中長期経営計画を策定し、決算短信で開示するほか、決算説明会等で説明しております。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、総合基礎建設業として、日本市場とアセアン市場において、安全で安心な基礎建設事業を提供することを目指しております。当社は、この経営戦略の推進と内部統制システムの確立により、効率的な経営を行うとともに、経営の透明性と健全性を確保することが当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るうえで最も重要であると認識しております。これを実現するために、当社はコーポレートガバナンス・コードを踏まえ、必要な施策を実施し、適宜開示し、また検証することにより企業価値の一層の向上を図ってまいります。

(iii)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

役員報酬の上限の総額は、株主総会で決議しております。

・取締役の報酬については、月額報酬と賞与から構成されており、月額報酬は資格及び在任年数に基づく基準により定めております。また業務執行取締役の賞与は業績に応じて支払っております。これらを前提として、各取締役の報酬は取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受け、代表取締役はさらに当社の業績動向、世間相場、当社への貢献度等を勘案し決定しております。

・監査役の報酬については監査役会の協議により決定しております。

・経営陣幹部(執行役員)の報酬は、執行役員制度規定に基づき、委嘱された職務に応じて、支払われます。

(iv)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

・取締役候補の指名については、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する知見及び企業経営に関する多様な実績と視点を有することを方針とし、取締役会にて審議して決議しております。その上で取締役候補を株主総会に付議議案とする手続きとしております。

・監査役候補は財務・会計に関して相当の知見をする人材のほか、国内の監査業務や企業法務について専門的な見識と豊富な経験を有する人材とすることを方針とし、監査役会の同意を得て取締役会にて指名しております。その上で株主総会に付議議案とする手続きとしております。

・取締役・監査役の解任の手続きにつきましては、取締役会の実効性評価の結果等を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する知見及び企業経営に関する多様な実績と視点を有することに適さないと判断された場合、会社法の規定に基づき、取締役会に付議し決議の後、株主総会での決議を取ることにしております。

・経営陣幹部(執行役員)の指名については、代表取締役の推薦に基づき、取締役会にて決議しております。選任の基準は執行役員制度規定に規定しております。

・経営陣幹部(執行役員)の解任の手続きにつきましては、執行役員制度規定に解任基準を規定し、それに基づき取締役会が決議することにしております。

(v)取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

・取締役候補・監査役候補につきましては、候補者を提案する株主総会招集通知に参考として経歴及び選任理由を開示しております。当社の取締役会は、取締役・監査役の個々の解任手続きについて、取締役会の実効性評価の結果、あるいは社外取締役の意見等を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現が困難と認められるときは、取締役会に付議・検討のうえ、決議することにしております。

・経営陣幹部(執行役員)の選解任については、執行役員制度規定の選解任基準に基づき、取締役会に理由を説明の上、決議により行うこととしております。

【補充原則4-1-1】 取締役会の役割・責務(1) (経営陣に対する委任の範囲)

当社は取締役会規則にて取締役会付議事項を制定しています。また、職務権限規定、関係会社管理規定、海外子会社管理規定等に基づき、担当役員他グループ全体の経営陣に対し、それぞれの業務執行に関する役割分担、決裁・承認等の権限を定めており、また、取締役会が業務執行状況の監督を行うこととしております。

【原則4-9】 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役を2名選任しております。両名は当社グループの持続的な企業価値向上を図る観点から、取締役会等を通じて、率直かつ建設的な検討を行い、積極的に助言、監督、意見具申をしております。株主総会招集通知、有価証券報告書、コーポレートガバナンスに関する報告書等にて、その選任事由等を開示しております。

【補充原則4-11-1】 取締役の選任に関する方針・手続

当社の取締役会は、社内の業務に精通した実務経験者、及び社外での多彩な経験や知見を有する有識者により、営業、管理のバランスのとれた取締役の構成としております。更に当社のグローバルな事業展開に對し的確な意思決定が行えるよう、事業子会社の外国人経営者を当社の取締役として選任しております。

【補充原則4-11-2】 取締役・監査役の兼任状況

当社の取締役及び監査役の他社役員への兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書にて開示しております。当社の非業務執行取締役1名が、他の上場会社の社外役員を兼務しておりますが、当社の業務遂行上特段の問題はないと判断しております。また、業務執行取締役並びに社外取締役は全員他の上場会社の役員は兼任しておらず、取締役の職務を適切に果たせる体制としております。監査役3名全員は当社グループ以外の他の上場会社の役員は兼任しておらず、監査役の職務を適切に果たせる体制としております。

【補充原則4-11-3】 取締役会全体の実効性についての分析・評価

当社は、2020年度において当社の運営にとって重要・適切と考える項目について質問票を作成し、取締役及び監査役全員にアンケート調査を行いました。その回答結果をもとに、2021年3月の定例取締役会にて取締役会の実効性に関する分析・評価を行いました。

当社取締役会は、社外取締役も含めて幅広い知見・能力を有する人材で構成され、建設的な議論と、内部統制等の体制を整備することにより、その実効性は総じて確保されているものと分析・評価しております。

一方で、取締役会の運営に関して、引き続き取締役会に提供する情報のさらなる充実を図ること、また重要な戦略について一層検討を深めていくことを確認しました。

当社はこの実効性評価を踏まえ、今後とも、当社グループの発展に寄与すべく、取締役会の機能向上に引き続き取り組んでまいります。

【補充原則4-14-2】 取締役・監査役のトレーニング

当社は社外取締役、社外監査役の就任に当たり、当社グループの概要、沿革、事業戦略、業界事情等についてのレクチャーを各担当の経営陣より実施しています。また加えて就任後も適切な情報提供に常に努め、当社の経営に的確な判断、意思決定が行えるよう努めております。

社内の新任取締役・新任監査役については、必要に応じて法令上の権限及び義務等に関する外部機関の研修に参加しております。

【原則5-1】 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、株主との建設的な対話を促進するために、企画担当役員をIR担当として選任しております。対話を補助するため、IR担当部門は総務・財務・経理・営業を担当する部門と連携して、情報の共有や開示資料の充実を図っています。機関投資家との個別面談を積極的に推進する他、半期ごとの代表取締役における決算説明会やホームページ上で情報の積極的な開示に努めております。対話において把握された有用な株主の意

見や要望は経営陣で共有し、適切に経営に活かしております。対話においては、極力担当役員が対応してインサイダー情報の取扱に十分留意した面談を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,344,400	11.40
太平洋セメント株式会社	2,507,000	6.58
アジアパイルホールディングスグループ取引先持株会	1,376,300	3.61
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,287,200	3.37
株式会社三井住友銀行	1,269,000	3.33
株式会社みずほ銀行	1,205,300	3.16
JFEスチール株式会社	855,000	2.24
丸大産業株式会社	770,800	2.02
野村信託銀行株式会社(投信口)	639,200	1.67
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	631,900	1.65

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明
——

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
白賀洋平	他の会社の出身者											
上前修	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
白賀洋平	○	_____	金融機関の経営に関与してきた経歴を活かして当社グループの経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただくことで、経営体制を更に強化できると判断しております。なお、株式会社三井住友銀行及び三井住友ファイナンス&リース株式会社は当社グループの主要取引先であり、同氏は両社の業務執行者を務めておりましたが、退任後、10年以上経過しております。以上のことから、独立役員に指定しております。

上前修	○	——	石油製品・石油化学製品の製造・販売を行う企業の経営に関与してきた経歴を活かして当社グループの経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただくことで、経営体制を更に強化できると判断しております。また、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立役員に指定しております。
-----	---	----	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

○監査役と会計監査人の連携状況
 監査役は、会計監査人と四半期毎及び年度ごとに定例的情報交換の場を設定しております。また、定例的な打ち合わせのほか、必要に応じ随時情報交換を行うことで相互の連携を高めております。

○監査役と内部監査部門の連携状況
 内部監査については、内部監査規定に基づき、内部監査部が監査役、会計監査人と連携して、業務監査、会計監査、並びに金融商品取引法における「財務報告に係る内部統制報告制度」に対応した評価業務を実施しております。監査は年度ごとの監査計画に基づき継続的に実施する監査と必要に応じて適宜実施する随時監査があり、その監査結果はその都度、当社の取締役、監査役、並びに被監査会社の取締役、監査役に報告されております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中下善博	他の会社の出身者													
太田邦正	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中下善博	○	——	長年にわたる金融機関及び監査法人における財務面での業務経験、法務に関する豊富な幅広い知識を有しており、当社の監査役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、株式会社三井住友銀行は当社グループの主要取引先であり、同氏は同行の出身者ですが、同行を退職後、10年以上経過しております。以上のことから、独立役員に指定しております。
太田邦正	○	——	長年にわたる金融機関及び経営者としての経歴を活かしていただくことで、当社の監査役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、株式会社みずほ銀行は当社グループの主要取引先であり、同氏は同行の出身者ですが、同行を退職後、10年以上経過しております。以上のことから、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

業務執行取締役に対する役員賞与については、株主総会で承認を得た報酬総額の範囲内にて、業績に応じて支払っており、業績に関する貢献と責任を明確にしております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

2021年3月期における当社の取締役(社外取締役を除く。)に対する年間報酬総額は79百万円、監査役(社外監査役を除く。)に対する年間報酬総額は1百万円、社外役員に対する年間報酬額は37百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬の総額は、株主総会で決議しております。取締役の報酬については、月額報酬と賞与から構成されており、月額報酬は資格及び在任年数に基づく基準により定めております。また業務執行取締役の賞与は業績に応じて支払っております。これらを前提として各取締役の報酬は取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受け、代表取締役はさらに当社の業績動向、世間相場、当社への貢献度等を勘案し決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社の取締役及び監査役は、その職務遂行に必要な情報については、適宜関係部門へ提供を求め、要請を受けた部門は適切に対応しております。社外取締役、社外監査役についても、事務局である企画部が中心となって必要な情報の円滑な提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)業務執行

当社は、総合基礎建設業として国内のリーディングカンパニーを目指すとともに、アセアン市場における事業拡大を目指し、各国に事業会社を配置する持株会社体制を採用しております。グループ全体の経営方針は持株会社が意思決定し、各国の事業会社はそれぞれの地域において、迅速かつ効率的な事業運営を行うことでグループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しております。当社の取締役会は、法令、定款並びに取締役会規則等に定めるグループ全体の運営にかかる重要事項並びに事業会社運営にかかる重要事項を審議するため、月1回開催しております。当社の取締役会は経営、財務、法務、当社実務等において幅広い知見と豊富な経験を有する者、また、海外事業子会社の現地経営者、さらに、当社グループの属する業界とは異なる業界で、長年にわたり経営の中枢に携わってきた経営者である社外取締役2名を選任しており、経営の効率性を高めるとともに、経営の透明性と健全性を確保する体制としております。

(2)監査・監督

当社の監査役会は、当社業務に精通した社内監査役1名と、長年にわたる金融機関及び監査法人における財務面での業務経験、法務に関する豊富な幅広い知識を有する者、また長年にわたる金融機関及び経営者としての経歴と実績を有する者の2名を社外監査役に選任し、代表取締役との定期的な意見交換、当社並びに事業会社の重要会議への出席、内部監査部との連携、会計監査人との定期的な情報交換等を行うほか、取締役会、経営陣に対し積極的に意見を述べ監査・監督の実効性を確保する体制としております。

内部監査については、内部監査規定に基づき、内部監査部が監査役、外部会計監査人と連携して、業務監査、会計監査に加え、金融商品取引法における「財務報告に係る内部統制報告制度」に対応した評価業務を年度ごとの監査計画に従って当社及びグループ会社の主要部門、主要拠点に対して実施するとともに、必要に応じて随時監査を実施し、各取締役、各監査役へ報告しております。

当社の会計監査法人はEY新日本有限責任監査法人であり、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を委任しております。

(3)指名、報酬決定

取締役、監査役の指名、報酬決定については、本報告書「I-2[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示](原則3-1(iii)～(v))」をご参照ください。

(4)責任限定契約の内容の概要

当社は、各非業務執行取締役および各監査役との間で、会社法第427条第1項、及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、500万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として負担するものとする契約を締結しております。

また、当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、定款に定める額の範囲内であらかじめ定めた額と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担するものとする契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2名の社外取締役を含む取締役会による経営の推進・監督機能と、半数以上の社外監査役を含む監査役会による監査機能が連携した監査役会設置会社としての現行体制が、当社のガバナンス体制の実効性を高め適切であると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の株主総会開催日は、いわゆる「集中日」ではなく、今後でもできるだけ多くの株主に出席していただくことを念頭に考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会の招集通知(英文も含む)を当社のホームページに掲載しております。
その他	株主総会の招集通知(英文も含む)を当社のホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期と第4四半期の決算発表後の年二回、定期的に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページに以下のIR資料を掲出しております。 決算説明会資料、業績・財務データ、四半期決算短信・有価証券報告書等の決算情報、決算情報以外の適時開示情報及びお知らせ	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署 企画部 IR担当役員 企画担当取締役	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動基準に、総合基礎建設業としての顧客の信頼確保、地域・環境面への社会貢献、株主・顧客との情報共有化、社員のゆとりある生活の実現、個性と人格の尊重等について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、グループ内に社会貢献委員会、中央安全衛生環境委員会を設置し、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について積極的に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、適切な情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめステークホルダーと適切な協働を図るために必要不可欠であると認識しています。そのために、法令に基づく開示のほか、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報(非財務情報も含む)については、当社ホームページ、東証TDnet、決算説明会等を通じて積極的に開示を行っています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社は、経営の基本方針に則った「企業行動基準」を制定し、その精神をグループ全役職員に対し伝えることにより、法令遵守と社会倫理の遵守が企業活動の原点であることを周知徹底させる。
(2) 当社は、法令遵守の責任者として担当役員を任命し、その指導の下で当社及び子会社の管理部門等を中心に役職員の教育を行う。
(3) 当社の内部監査部は、当社及び子会社の管理部門等と連携して、法令遵守及び社会倫理の遵守の状況を監査する。これらの活動は定期的に当社の取締役及び監査役会に報告されるものとする。
(4) 法令上疑義のある行為等について当社及び子会社の役職員が直接情報提供を行う手段として、当社の内部監査部宛のホットラインの設置・運営を行う。
(5) 当社の内部監査部に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないとともに、匿名性を確保する体制とする。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社の取締役の職務執行に係る情報は、当社の文書取扱規定等の社内規定に従い、適切に文書または電磁的媒体(以下、「文書等」という)に記録し、保存され、廃棄される。当社の取締役及び監査役は、必要に応じて常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
(1) 法令遵守、災害、安全、品質、情報等に係るリスク対応については、当社及び子会社の担当部門において、規定の制定や教育研修の実施等を行うものとする。
(2) グループ全体に関わり組織横断的なリスクの監視及び対応については、内部監査部が網羅的総括的に行うものとする。
(3) 新たに生じたリスクについては、当社の取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。
4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 当社及び子会社の取締役及び職員が共有する目標を定め、この浸透を図ると共にこの目標に基づく当社及びグループの中期経営計画、年度計画を策定する。
(2) 当社及び子会社は取締役会を定期的に開催し、職務の執行状況の報告・確認を行う。
(3) 当社は取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、取締役に社外取締役に起用する。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社は関係会社管理規定、海外子会社管理規定、職務権限規定、職務分掌規定を定め、グループの決裁権限の明確化を行い、業務の適正を確保する体制とする。
(2) 当社の取締役等は、当社の内部監査部が実施する内部監査において、当社及び子会社の各部門が全面的に協力するよう指示を行う。内部監査の結果、是正等の指摘がある場合には、速やかに当該部門への改善指示を行い、改善の結果を当社の担当役員に報告する。
6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1) 当社の監査役は、内部監査部及び管理部門所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
(2) 当社の監査役より監査業務に必要な事項に関し命令を受けた職員は、その命令に関して取締役及び内部監査部長等の指示命令は受けないものとする。また、当該職員の独立性を確保するため、当該職員の人事権に係る事項の決定には監査役会の事前の同意を得るものとする。
7. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 当社及び子会社の取締役は、次に定める事項を認知した場合には、速やかに当社監査役会に報告を行う。
 - 1、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項
 - 2、その他重要な会議の決定事項
 - 3、会社の信用や業績に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為
 - 4、内部監査の状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - 5、重大な法令・定款違反
 - 6、その他上記に準じる事項
(2) 当社及び子会社の役職員は、会社の信用や業績に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為、重大な法令・定款違反等の事実を認知した場合には、速やかに当社監査役に報告する。また、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないとともに、匿名性を確保する体制とする。
(3) 当社の監査役と代表取締役との間において、定期的な意見交換会を設定する。
(4) 当社の監査役は、当社及び子会社の業務の執行状況を把握するために、当社の重要な会議に出席するとともに、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び職員に説明を求めることとする。
(5) 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制とする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、経営活動への関与および取引の防止に努めることを基本方針としております。
- ・対応体制として当社グループの「企業行動基準」および社内規定「反社会的勢力対応規則」により、統括責任者、対応責任者および基本的対応要領を定め、反社会的勢力排除に組織的に取り組んでおります。

その他

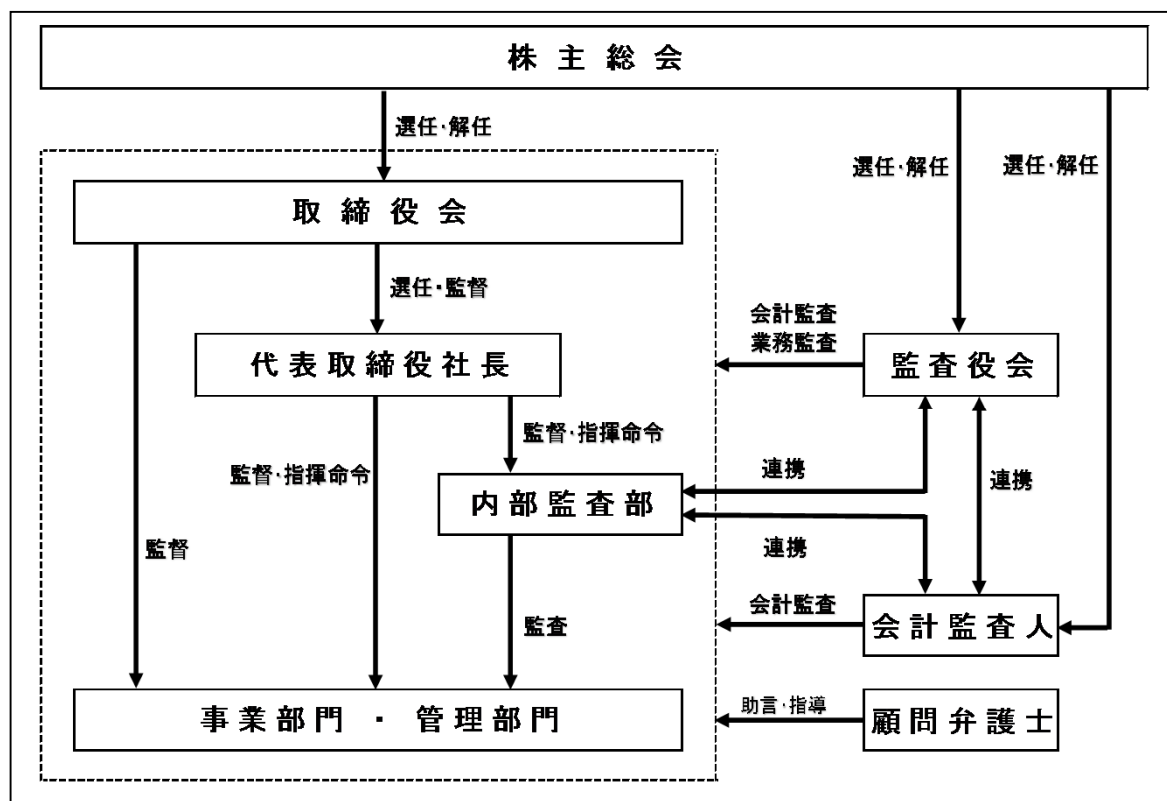
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

□内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制の模式図



□適時開示体制の模式図

